

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 11 月 1 日 ~ 平成 32 年 10 月 31 日まで(5 年間)

2. 内容

目標1 :育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

(対策)

・育児休業の取得および職場復帰時に、本人の意思を重視した円滑な育児休業と職場復帰が行えるよう、全面的に支援する。また、諸手続きや申請等の窓口を設ける。

平成 27 年 11 月 1 日～

目標 2 :妊娠中の女性や、子育て中の社員、要介護状態にある家族を介護する社員が働きやすい環境を目指す。

(対策)

・半日単位での休暇取得促進や事前連絡による早退遅刻の容認。また、男性社員の出産時特別休暇取得の促進。学校行事等による休暇を取得しやすい環境づくり。

平成 27 年 11 月 1 日～

目標 3 :育児・介護休業法に基づく制度の周知、徹底、利用促進をはかる。

(対策)

・育児休業、産前産後休業、介護休業などに関する諸制度をパンフレット等によって周知。従業員から相談があった場合は個別面談を実施する。

平成 27 年 11 月 1 日～